

対象

信用保証協会及び取扱金融機関の保証(融資)条件を満たし、次のすべてに該当する方です。

1. 平成21年3月31日以前に小規模事業資金を借入れ、融資残高があること
2. 最近3か月の売上高又は利益率が過去3年間のいずれかの年の同期よりも減少していること
3. 経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分あること
4. 信用保証協会の管理上、事故扱い(破産等の申立、手形交換所の取引停止処分等)になっていないこと
5. 既往借入金について、元本返済又は利息支払いに延滞が生じていないこと
6. 既往借入金の返済が、制度要綱の最長融資期間を超えていないこと
7. 小規模企業者であること
8. 既存の信用保証協会の保証付き融資の残高(根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額)と借換制度の利用に係る申込金額のうち新規運転資金及び借換時に支払う信用保証料相当額の合計額が1,250万円以内となること。

借換方法

小規模事業資金による借換えとなります。

※ 各既往借入金について借換えは1回限りです。

複数借り入れている場合は、一本化して申し込むことができます。

(平成21年4月1日以降に借り入れた小規模事業資金を含めることができます。)

新規運転資金を含めての申込が可能です。

この場合、審査により新規運転資金の減額等ご希望に沿えない場合があります。

対象資金

- 小規模事業資金

融資条件

制度名	資金用途	融資限度額	融資期間 (据置) [以内]	融資利率 [以内]	信用保証	担保・保証人	取扱金融機関	申込場所
借換制度	運転資金	既往借入金の残高、審査により必要と認められた新規運転資金及び借換時に支払う信用保証料相当額の範囲内で、1,250万円を超えない額。 (1万円単位。ただし、新規運転資金は、5万円を単位とする。)	7年 ※(6か月)	1.9% (固定金利)	付する (0.50~1.76%以内 [個人で特別小口保険利用の場合 0.80%])	小規模事業資金の条件と同じ	既往借入金の取扱金融機関に限る	企業者: 商工会議所 又は 商工会 組合: 中小企業団体中央会